

《事業対照表》

基本的視点	主要課題	該当する事業No.	
国的基本指針における「市町村子ども・子育て支援事業計画」の任意記載事項	(1)産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保	No.1	
	(2)児童虐待の防止	No.2、3、4、6、7、8～15、17、18、19	
	(3)ひとり親家庭の自立支援の推進	No.20～23、27、28	
	(4)障がい児などの支援	No.3、7、18、19、29、30、33～35、39、40、42、44、45、47、51～53	
	(5)「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進	No.68	
その他の関連施策〔本市独自項目〕	子どもの人権尊重と「最善の利益」の実現	(1)人権教育等	No.69～73
		(2)思春期保健・青少年健全育成対策	No.79
		(3)いじめ・不登校・非行等対策	No.81～86
		(4)有害環境や犯罪から子どもを守る取組	No.90、91
	すべての子ども・子育て家庭の支援	(1)子育てしやすい地域づくり(情報や交流の場の提供、地域人材の育成)	No.92、95～99
		(2)就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等	No.17、30、40、68、101、102、105、107 109～113
		(3)子どもの居場所や体験活動の場づくり	No.114、115、117～119、123、126
		(4)教育環境の整備	No.127～129
		(5)その他の支援	No.2、131
	質の高い教育・保育や子育て支援の提供	(1)就学前の教育・保育の内容充実	No.133～143
		(2)学校教育の内容充実	No.144～159
		(3)子育てにやさしい生活環境づくり	No.160～162

No.2、3、7、17、18、19、30、40、68
については再掲あり。

- 事業計画に掲載・追加し各課で推進してきた117事業について、各課で達成度を自己評価した(S～Dランク)。
 Sランク: 101%～、Aランク: 81～100%、Bランク: 51～80%、Cランク: 11～50%、Dランク: 0～10%
 ■全体(総計)では、117事業中80事業(68.4%)がAランクであり、Sランクと合わせると、78.7%を占めている。

基本的視点		主要課題	達成度別 事業数						
			Sランク	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	事業数合計	
1 国的基本指針における「市町村子ども・子育て支援事業計画」の任意記載事項		(1) 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保	0	0	1	0	0	1	
		(2) 児童虐待の防止	5	5	4	2	0	16	
		(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	0	5	1	0	0	6	
		(4) 障がい児などの支援	4	11	3	0	0	18	
		(5) 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進	0	0	1	0	0	1	
		計	9 (21.4%)	21 (50.0%)	10 (23.8%)	2 (4.8%)	0 (0.0%)	42 (100.0%)	
2 子どもの人権尊重と「最善の利益」の実現 その他 の関連 施策 〔本市 独自項 目〕	子どもの 人権尊重 と「最善 の利益」 の実現	(1) 人権教育等	0	4	1	0	0	5	
		(2) 思春期保健・青少年健全育成対策	0	1	0	0	0	1	
		(3) いじめ・不登校・非行等対策	0	5	1	0	0	6	
		(4) 有害環境や犯罪から子どもを守る取組	0	2	0	0	0	2	
		計	0 (0.0%)	12 (85.7%)	2 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (100.0%)	
	すべての 子ども・ 子育て家 庭の支援	(1) 子育てしやすい地域づくり（情報や交流の場の提供、地域人材の育成）	1	5	0	0	0	6	
		(2) 就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等	1	8	3	1	0	13	
		(3) 子どもの居場所や体験活動の場づくり	1	5	1	0	0	7	
		(4) 教育環境の整備	0	3	0	0	0	3	
		(5) その他の支援	0	1	0	1	0	2	
		計	3 (9.7%)	22 (71.0%)	4 (12.9%)	2 (6.5%)	0 (0.0%)	31 (100.0%)	
	質の高い 教育・保 育や子育 て支援の 提供	(1) 就学前の教育・保育の内容充実	0	8	3	0	0	11	
		(2) 学校教育の内容充実	0	14	2	0	0	16	
		(3) 子育てにやさしい生活環境づくり	0	3	0	0	0	3	
総 計			(8) (10.3%)	(78) (68.4%)	(19) (17.9%)	(3) (3.4%)	0 (0.0%)	(108) (100.0%)	
			12 (10.3%)	80 (68.4%)	21 (17.9%)	4 (3.4%)	0 (0.0%)	117 (100.0%)	

子ども・子育て支援事業計画進捗状況質問等に対する回答

資料3

資料 ページ 番号	事業 番号	事業名	質問	回答	担当課
1	1	利用者支援事業	事業内容を具体的にお教えください。	事業を実施している「街なか子育てひろば」に利用者支援専門員を配置し、子育てに対する悩みや不安を軽減できるよう相談に応じ、対応困難な相談等は関係機関と連携を図り、利用者に必要な援助ができるよう支援を行っております。また、子育て親子のニーズを把握し、必要な支援の情報集約、提供を行っております。	子育て支援課
1	1	利用者支援事業	市民に向け、この事業のPRIはいつどのようにされているのかお教えください。 また、この事業の内容が書かれたパンフレットなど配布物があれば、見せてください。	事業の運営委託を行っている団体ホームページでの周知や、飯塚市ホームページ等での周知を行っております。また、街なか子育てひろば・子育て支援センターのパンフレットにおいても周知を行っております。	子育て支援課
1	2	乳児院の設置	平成30年度に「関係団体と設置に向けた協議を行った。」とありますが、いつどこでどのような関係団体と協議を行ったのか、具体的に教えてください。	新規事業に係る実施計画策定及び新年度予算要求時期に、市関係部署のほか児童相談所と協議・検討を図りましたが、具体的な計画までには至りませんでした。	子育て支援課
1	2	乳児院の設置	事業内容と今後の方針(概要)欄に2行目に、「乳児等を入院させて」とありますが、「乳児等を入所させて」「入所」ではありませんか?	児童福祉法第37条に「乳児院は乳児を入院させて、これを養育し…」という表現に則しています。	子育て支援課
1	3	家庭児童相談	平成30年度に3名になり、平成31年度は4名になっているようですが、雇用条件を教えてください。また、来年度からは家庭児童相談員は会計年度任用職員になるのでしょうか？そうなると雇用条件や給与、福利厚生はどうになりますか？	平成30年度 非常勤嘱託職員(月17日勤務)3名 平成31年度 非常勤嘱託職員(月17日勤務)3名、臨時職員1名 また、令和2年度より会計年度任用職員になります。詳細な雇用条件等は、現在担当部署で関係例規等の改正の準備をすすめており、改正後に対象者へお知らせすることになっております。	子育て支援課
1	7	乳幼児健康診査	1歳6か月児健診時に、2歳児のフッ素塗布は行っていますか? 3歳児健診では視覚スクリーニング検査を行っていますか？行うことでどのようなメリットがありますか？実績があれば、具体的な数と事例を教えてください。	乳幼児健診ではフッ素塗布は実施していません。 3歳児健診では、平成30年度より目の検査機器(スポットビジョンスクリーナー)を導入しています。詳細な目の状態を把握する事が可能で、その時に印刷した検査結果を持って医療機関を受診することで医師に目の状態を伝えることができます。 対象児1183人のうち1127人に検査実施済 眼科への紹介状発行数149人 眼科受診児数100人のうち「経過観察」及び「異常あり」の率82%	健幸・スポーツ課

子ども・子育て支援事業計画進捗状況質問等に対する回答

資料 ページ 番号	事業 番号	事業名	質問	回答	担当課
1	7	乳幼児健康診査	高い受診率である一方、未受診者にはどのような傾向がありますでしょうか。 さらなる受診率向上や未受診者の支援について、具体策があればご教示ください。	未受診者の傾向としては一概には言えませんが、一例として集団ではなく個別に病院で健診受診(有料)されている場合や、様々な家庭の事情で受診されない場合もあります。 保健センターでは、未受診の方に次回ご案内の電話入れや家庭訪問(場合によっては夜間訪問)の実施及び保育園等でお子さんの発達の確認を行っています。 さらなる受診率向上については、現状の数値を維持することも難しいところですが、例えば、健診受診された場合になんらか付加価値を与える事などがあると思います。	健幸・スポーツ課
2	9	予防接種	筑豊地区は全体的に接種率が低い傾向にありますが、飯塚市の課題や改善策があれば教えてください。	現状において、福岡県内で他市と比較のできる予防接種率はMRのみです。、飯塚市は、1期は国の数値を上回っていますが、2期は下回っている現状です。 どの市町村も同様だと思いますが、予防接種未接種のご家庭に定期予防接種の必要性を理解してもらい、接種率を向上させることが課題です。 母子事業のなかで未接種のご家庭に対して予防接種の必要性を説明したり、接種勧奨を適宜実施していますが、なかなか改善しない状況です。 今後は医療機関と連携をとって予防接種を勧めてもらう関係性づくりが必要ではないかと考えます。	健幸・スポーツ課
2	12	出産子育て事業	マタニティ教室、両親学級の実施日時・内容がわかるようなものをお見せください。	飯塚市ホームページ(「健康・福祉・子育て」「妊娠・出産」「妊娠」「マタニティ教室・両親学級」)に掲載しておりますので、ご確認ください。	健幸・スポーツ課
3	19	養育支援訪問事業	実際に訪問しているのはどのような資格を持ったかたになりますか? 平成31年度目標には、年間訪問数36人となっていますが、延べ人数ではないということですか?平成31年度実施予定には、70世帯 延べ件数120件となっています。年間訪問数36人との矛盾はありませんか? また、平成30年度実施状況が94世帯延べ件数161件なのに、平成31年度実施予定は70世帯120件とかなり数字を落としています。根拠はなんですか?	養育支援事業の訪問につきましては、家庭児童相談員と保健師で訪問を行っています。 平成31年度目標にある36人につきましては、本計画策定当初において計画最終年度である平成31年度の目標数値を設定したものです。実際は約2倍の70世帯になっている状況です。 平成31年度実施予定につきましては、平成28年度から平成30年度までの3か年平均の数値となっております。	子育て支援課
4	29	要観察児への対応	平成30年度の実施状況には、「保健センターの巡回訪問年2~4回」になっていますが、どの保育所・幼稚園・こども園で実施されているのか、平成26年度と30年度の実績を教えてください。	平成26年度については、公・私立保育所・こども園37園で実施しております。内訳は、公立10(保育所7・こども園3)、私立27(保育園17・幼稚園10)で、回数は年間合計80回となっております。 平成30年度については、公・私立保育所・こども園36園で実施しております。内訳は、公立6(保育所4・こども園2)、私立30(保育園19・こども園5・幼稚園6)で、回数は年間合計86回となっております。	子育て支援課

子ども・子育て支援事業計画進捗状況質問等に対する回答

資料1 ページ 番号	事業 番号	事業名	質問	回答	担当課
8	82	スクールカウンセラー等配置事業	県費市費合わせてスクールカウンセラーが12名いるということは、中学校区に1人いるということでしょうか？スクールカウンセラーは非常勤だと思いますが、1小学校・1中学校からみると、スクールカウンセラーは週に何日、何時間、小学校・中学校にいますか？また、この事業の周知はどのようにしていますか？周知に使っているちらし等がありましたら、見せてください。平成26年度と平成30年度の具体的な相談件数、相談人数、相談場所を教えてください。	○県費スクールカウンセラーは、1中学校区に週4時間～8時間の勤務となっています。 ○周知については、各スクールカウンセラーが作成する「教育相談たより」等を、全校生徒を通じて保護者へお知らせしています。 ○市費スクールカウンセラーは5名は、市内小中学校からの要請に応じて計画的に所内、学校へ出向いての相談業務にあたっています。 ○周知については、毎年4月の校長会でリーフレット等を各学校へ配布し、保護者にお知らせしています。	学校教育課
14	144	自校方式給食調理場の施設整備	事業内容と今後の方針の最後の2行は必要でしょうか？自校方式と民間委託は別の問題だと思います。残される場合は、「安定的に提供している」というのは、どういうことを指すのでしょうか？	民間で出来ることは民間でという流れになっていることと、業務員が少なくなっていることから専門知識を持っている調理職員が今後いなくなることが考えられます。一方、委託業者は調理業務を専門にしているため専門知識があり、給食の質を確保することが出来ると考えられます。そのため、業務員がいなくなても安定的に給食を提供していくために、計画的な民間委託が必要となると考え、事業内容と今後の方針を設定しております。	学校給食課
14	145	ピア・サポート事業	自己有用感と自己肯定感が同義語として書かれているようですが、説明お願いします。	【自己肯定感】 自尊感情とも呼ばれるますが、自分自身を認め前向きに捉える感情のこと。 【自己有用感】 自分が他の人の役に立った。喜んでもらえた…などの他者の存在なしには生まれてこない感情で「自尊感情」、「自己肯定感」とは異なります。(国立教育施策研究所) 自己有用感の高まりが、自己肯定感の高まりにつながっていく。自己有用感とは、自己肯定感(自尊感情)を高める要因の一部であるといえます。	学校教育課

子ども・子育て支援事業計画第5章量の見込み・実績推移表(教育・保育、放課後児童健全育成事業)

【資料4】

1 教育・保育

(単位：人)

		27年度					28年度					29年度				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	合計
計画上	量の見込み A	1,449	2,102	478	1,305	5,334	1,454	2,109	470	1,274	5,307	1,432	2,076	462	1,256	5,226
	確保方策	1,449	2,102	446	1,270	5,267	1,454	2,109	455	1,276	5,294	1,432	2,076	464	1,276	5,248
4月1日入所数 B		397	1,809	190	1,090	3,486	622	1,829	172	1,090	3,713	684	1,852	179	1,147	3,862
A-B		1,052	293	288	215	1,848	832	280	298	184	1,594	748	224	283	109	1,364

		30年度					31年度				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	合計
計画上	量の見込み A	1,459	1,971	432	1,298	5,160	1,445	1,936	425	1,269	5,075
	確保方策	1,998	2,053	438	1,303	5,792	1,998	2,061	438	1,292	5,789
4月1日入所数 B		791	1,949	196	1,172	4,108	736	2,011	208	1,185	4,140
A-B		668	22	236	126	1,052	709	-75	217	84	935

※1号認定…幼児教育を希望する3～5歳児

2号認定…保育を必要とする3～5歳児

3号認定…保育を必要とする0～2歳児

※30年度及び31年度の「量の見込み」・

「確保方策」については、中間見直し実施後の数値

2 放課後児童健全育成事業

(単位：人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画上	量の見込み A	1,990	1,996	2,023	2,030	2,064
	確保方策	2,314	2,337	2,440	2,395	2,395
4月1日入所数 B		1,837	1,893	1,857	2,032	2,215
A-B		153	103	166	-2	-151

【資料 5】

子ども・子育て支援法に基づく基本指針 (一部抜粋)

H25. 8. 6 子ども・子育て新制度説明会 資料

(内閣府 HP より)

基本指針の主な記載事項

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援をしていくこと。こうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する关心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

第二 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

- 子ども・子育て支援は、子ども・子育て支援の意義を踏まえて実施。
- 市町村は子ども・子育て支援新制度の実施主体
 - ・地域住民の子ども・子育て支援の利用状況＋利用希望を把握
 - 「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成
 - 質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施
- 都道府県は広域性と専門性を有する立場から、実施主体たる市町村を支援
 - ・市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を作成
 - 質の高い幼児期の学校教育・保育を計画的に実施
 - この他、市町村域を超えた広域調整、幼稚園教諭・保育士等の人材確保・質の向上に係る方策、保護を要する子どもに関する専門知識を要する施策等を実施。
- 国は、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、必要な支援を実施。
- 子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼。

- 質の確保・向上を図ることが重要
 - 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
 - 幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
 - 施設・事業の運営の状況に関する評価の実施、運営の改善 等
 - 障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするための配慮が必要。
 - 市町村、都道府県及び国は、教育・保育施設(※)の自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の取組の促進に必要な支援を実施
- ※ 認定こども園、幼稚園、保育所

二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働

- 質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、関係者は、以下の連携・協働の体制を整備。
 - ・市町村内、都道府県内における新制度に係る事務の一元的実施体制の整備、関係部局間の連携・協働
 - ・市町村相互間、市町村と都道府県の連携・協働
 - ・市町村と事業者、事業者間の連携・協働(教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業との連携等)

- ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援に係る連携、保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携
- ・国と地方自治体の連携・協働

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項(事業計画作成指針)

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- すべての市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成。
- 市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況＋利用希望を踏まえて計画を作成。
- 計画作成段階において市町村間の調整、一定期間ごと(例えば四半期ごと)に市町村と都道府県の協議・調整。

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項(必須記載事項)

1 教育・保育提供区域の設定

○市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定。
※小学校区、中学校区、行政区などを想定。

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

2-1 幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。
ー 地域の実情等に応じて、さらに細かい区分で設定することも可能。

※認定の区分

- 3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ
- 3-5歳、保育の必要性あり
- 0-2歳、保育の必要性あり

※この資料で「保育」とは、改正後の児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育を指す。

- ・保育の必要性がある子どもについて、「保育標準時間」と「保育短時間」は分けない。
 - 地域の実情等に応じて、区分することも可能。

※事業所内保育については、当該企業の労働者に係る定員を除いたものを計画に定める。

(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号)

- 待機児童の中心である0-2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。
- 量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

2-2 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

- ・ 教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)の別に設定。

※ 保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

(イメージ)

		1年目			2年目			3年目		
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確 保 の 内 容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業 (※2)			20人			30人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

※0-2歳・保育の必要性なしの子どもに関しては、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用希望を把握し、確保の内容及び実施時期を計画に記載。(地域子ども・子育て支援事業。P9、10参照)

※当分の間、上記に加え、市町村又は都道府県が財政支援等を行っている認可外保育施設等による提供体制の確保について記載することも可能。

- ・「当該市町村に居住する子ども」の利用に関して設定。
→他市町村の教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)や確認を受けない幼稚園(※3)により確保する場合には、これらについても記載(需給調整の際に考慮を行うことも可能→P17参照)。

*他市町村の教育・保育施設、地域型保育事業を記載する場合は、計画作成時に市町村間で調整。(必要に応じ都道府県による広域調整)

※1 認定こども園、幼稚園、保育所

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※3 市町村の確認を受けない幼稚園は、施設型給付の対象とならない。私学助成等により財政支援。

○市町村は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。

・「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日総理公表)により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

※市町村計画には、あわせて特別な支援が必要な子どもの受入体制についても記載を検討。

→この前提として、市町村は特別な支援が必要な子どもが利用可能な教育・保育施設及び地域型保育事業所をあらかじめ把握、計画作成段階で調整。

なお利用段階において、必要に応じて障害児相談支援(利用時の支援等)との連携を推進。また教育・保育施設、地域型保育事業者等は、設置・運営の際に、特別な支援が必要な子どもの受け入れに配慮。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3-1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

・当該市町村に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業に該当する事業(※)の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。

※放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業など

○放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用が減少傾向にある。

→「年齢×親の就業状況」による機械的な試算ではなく、幅広く放課後の居場所を聞く方法により利用希望を把握することが必要。

○地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。

3-2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定。

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

※事業ごとに記載。

○放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。
- 0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。

- 児童虐待防止対策の充実
- 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

※上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

○市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)
 - ・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
 - ・好事例の収集・提供等
 - ・企業における研修の実施等
 - ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等

- ・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

1 区域の設定

- 都道府県は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定。
- ・区域は地域の実情に応じて設定し、認定区分ごとに設定することも可。

(イメージ1)共通の区域設定

- 3-5歳、学校教育のみ
- 3-5歳、保育の必要性あり
- 0-2歳、保育の必要性あり

} 各認定区分に共通する区域として設定

(例)区域①:○○市
区域②:△△市+◎◎町 ...

(イメージ2)認定区分ごとに区域設定

- 3-5歳、学校教育のみ
- 3-5歳、保育の必要性あり
- 0-2歳、保育の必要性あり

→ 全県1区域
(例)区域①:○○市
区域②:△△市+◎◎町 ...

【資料 6】

子ども・子育て支援法に基づく基本指針 の改正案

R1.6.25 子ども・子育て会議(国) 資料

(内閣府 HP より)

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正（案）について

資料4

改正の背景

- 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、令和2年度を始期とする第2期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正を行う。
- そのほか、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正を行う。

改正の内容

（1）「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・ 放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。（第三の二3（二）関係）
- ・ 目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。（別表第三の三関係）

（2）児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ① 児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、以下の事項等を追記。（第三の三2（一）、四5（一）、別表第三の四関係）
 - ・ 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・ 児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- ② 社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。（第三の四5（二）関係）

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)
- ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。(第三の一6関係)
- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。(第三の二2(一)、(二)(1)関係)
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。(第三の二2(二)(1)関係)
- ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項(第三の三2(三)関係)及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項(第三の四5(四)関係)に追加すること。

また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることができ「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。(第三の四5(四)関係)

- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六3関係)

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二4関係)
- ・ 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。(第三の四3関係)

※ そのほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正(文言の整理)等を行う。

適用期日

令和2年(2020年)4月1日 ※(4)及び幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正は本年10月1日

参考

○子ども・子育て支援法(平24法65)

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たつて参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他の子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3・4 (略)